

議第百二十号

令和二年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和二年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金二八七、九七九、三二三円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇